

指定までの流れについて 日中活動系事業所の指定申請を行う場合

※新規開設をお考えの方は、必ず事前に担当係に連絡し、相談の予約を取ってから来庁してください。

群馬県障害政策課

- ・ 事業所の指定
- ・ 事業開始後の運営指導

事業者
(申請者)

事業計画原案の作成

サービス種別、設備・事業用地
事業内容、人員等について

市町村

- ・ サービス利用に係る支給決定
- ・ 地域のサービス供給量の管理

相談

事業計画原案の内容、設備要件、人員要件等について

原案の見直し

市町村との相談結果を踏まえ見直し

相談

- ・ 地域でのサービスの需要があるか
- ・ 支給決定の状況
- ・ 利用者の見込みはあるか
- ・ 障害福祉計画を踏まえた現状

計画の具体化

事業計画、収支計画、利用者の見込、有資格の職員配置等について原案を具体化。根拠資料等を用意。

相談・審査

市町村との相談結果を踏まえて計画の見直し、計画の妥当性等を審査

指定申請書の作成

県による事業計画の妥当性を判断後、チェックリストを用いて所定の様式による申請書一式を作成

指定申請書の提出

書類確認

申請書の内容の精査を行う。
修正も含めた最終的な書類の提出期限は指定日の前々月末まで（4月1日指定なら2月末）

修正指示

指定申請書の修正

必要に応じて、障害政策課からの書類修正指示に沿って、再度書類を提出

支給決定

相談支援事業所と連携し受給者証の発行

現地確認

現地確認を行い、事業所とする建物を確認する。

指定

事業開始

利用者との契約締結、サービス提供開始
※指定日は原則として毎月1日です。

※事例にもよりますが、事業計画原案の作成から事業開始まで数ヶ月の期間を要しますので、余裕を持ったスケジュールで計画してください。また、安定したサービス提供体制を確保していただくために、事業計画の詳細な説明を求めることがあります。